合理的配慮

どのような配慮が合理的配慮に当たるかは、個別のケースにより異なります。例えば、車椅子の方が乗り物に乗る時に周囲の方が手助けをすることや、障害の特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で窓口対応することなどが挙げられます。

このように、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために合理的配慮を行うことが求められます。

※ポイント

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

民間事業者による合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	行政機関	民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮	法的義務	努力義務

障害者差別解消法Q＆A

Q1 合理的配慮が求められる社会的障壁とは？

A1 障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものを指します。具体的には、通行の支障となるもの、利用しにくい設備・施設・制度、障害のある方を意識していない慣習・文化、障害のある方への偏見などです。

Q2 この法律で禁止されている差別の分野は？

A2 日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となります。ただし、雇用分野における差別については、障害者雇用促進法の定めるところによります。

Q3 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象となるのですか？

A3 この法律は、行政機関や民間事業者などによる差別を対象としており、個人の思想や言論といったものは、対象としていません。

Q4 行政機関などで障害のことで不当な取り扱いを受けたり、合理的配慮がなかった場合の相談窓口はどこですか？

A4 その行政機関の部署に相談を受け付ける苦情相談等窓口があります。そこで解決できない場合は、他の行政相談など関連する窓口の対応となります。

Q5 この法律でいう民間事業者とは？

A5 目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、例えば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

※合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。 合理的配慮サーチ 検索

■各講座・セミナーの報告

平成27年12月2日、平成27年度障害者虐待防止セミナーが開催されました。

今回のセミナーでは、大里地域自立支援協議会の協力を得、熊谷市・深谷市・寄居町合同での開催となりました。一般の方や障害福祉サービス事業者など多くの方に参加いただきました。

講師には白梅学園大学の堀江まゆみ氏をお招きし、障害者虐待や権利擁護に関する内容に加え、平成28年4月施行となる障害者差別解消法についても分かりやすく解説していただきました。

当センターは、今後も障害者の虐待防止に向け、こうした広報・啓蒙活動を積極的に実施してまいります。

障害者虐待防止セミナー平成27年12月2日
深谷市男女共同参画推進センター（Lフォルテ）

当センターでは、障害のある方の日常生活や社会生活に役立つ情報や社会参加の促進などを目的に、各種講座やプログラムを実施しています。今年度から、こうした講座・プログラムの企画・実施に関し、市内の障害者団体の協力をいただけることになりました。

これによって、内容もより障害のある方のニーズに適した専門性の高いものとなり、多くの方にご参加いただきました。

防災セミナー（聴覚障害者対象）
平成27年9月13日ティアラ21にて実施：熊谷市ろう者協会

料理教室（視覚障害者対象）
平成27年11月6日東京ガス熊谷支店にて
実施：熊谷市視覚障害者福祉協会

社会生活プログラム
平成27年10月24日
熊谷市市民活動支援センターにて
実施：遊TOぴあ